

設 計 書

単価年度 令和8年3月度

場 所	福山市御幸町地内	
名 称	中津原浄水場工業用水堰魚道改良詳細設計業務委託	
金 額	設 計 金 額	円
設 計 概 要	設計業務 魚道改良詳細設計 一式 測量業務 4級基準点測量 N=3点 現地測量 A=0.007km ² 路線測量 L=0.12km	
施工地域区分	補正無し	

業務委託料内訳書

工種:

費目	工種	種別	細別/規格	単位	数量	単価	金額	摘要
設計業務価格				式	1			
測量業務価格				式	1			
業務価格				式	1			
	消費税相当額			式	1			
業務委託費				式	1			

設計業務価格内訳書

工種：設計委託

費目	工種	種別	細別／規格	単位	数量	単価	金額	摘要
直接原価				式	1			
	直接人件費			式	1			
	直接経費			式	1			
		旅費交通費		式	1			
		電子成果品作成費		式	1			
間接原価				式	1			
	その他原価			式	1			
業務原価				式	1			
一般管理費等				式	1			
設計業務価格				式	1			

直接業務費内訳書

工種：設計委託

費目	工種	種別	細別／規格	単位	数量	単価	金額	摘要
設計協議及び現地調査				式	1			
	設計協議			式	1			第設-1号明細表
	現地調査			式	1			第設-2号明細表
魚道改良詳細設計				式	1			
	魚道改良詳細設計			式	1			第設-3号明細表
直接業務費計				式	1			

測量業務価格内訳書

工種：測量調査

費目	工種	種別	細別／規格	単位	数量	単価	金額	摘要
直接測量費				式	1			
	直接測量費			式	1		()	
	直接経費			式	1			
		旅費交通費		式	1			
		電子成果品作成費		式	1			
諸経費				式	1			
測量作業費				式	1			
測量業務価格				式	1			

直接測量費内訳書

工種：測量調査

費目	工種	種別	細別/規格	単位	数量	単価	金額	摘要
測量調査				式	1		()	
	4級基準点測量		新点35点永久標識設置なし 伐採なし 耕地・平地	式	1	()	()	第測-1号明細表
	現地測量		縮尺1/200 A=0.007km2 耕地・平地	式	1	()	()	第測-2号明細表
	路線測量		耕地・平地	式	1	()	()	第測-3号明細表
直接測量費計				式	1		()	

第設-1号明細表

設計協議 1式当り明細表

種別：
形状：
備考：

名称	規格	単位	数量	単価	金額	雑	摘要
第1回打合せ		回	1				
中間打合せ		回	3				
最終打合せ		回	1				
合 計		式	1				

第設-2号明細表

現地踏査 1式当り明細表

種別：
形状：
備考：

名称	規格	単位	数量	単価	金額	雑	摘要
現地踏査		式	1				
合 計		式	1				

第設-3号明細表

魚道改良詳細設計 1式当り明細表

種別：
形状：
備考：

名称	規格	単位	数量	単価	金額	雑	摘要
設計計画		式	1				
既往資料の整理		式	1				
設計条件の設定		式	1				
魚道改良設計		式	1				
施工計画		式	1				
図面作成		式	1				
数量計算書作成		式	1				
照査		式	1				
報告書作成		式	1				
合 計		式	1				

第測-2号明細表

現地測量 1式当り明細表

種別：縮尺1/200 A=0.007km²
 形状：耕地・平地
 備考：

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
作業計画	現地測量 耕地・平地・縮尺1/200	業務	1	()	()		
現地測量	縮尺1/200 A=0.007km ² 耕地・平地	式	1	()	()		
合 計		式	1		()		

第測-3号明細表

路線測量 1式当り明細表

種別：
 形状：耕地・平地 1000台未満
 備考：

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
横断測量(詳細測量)	耕地・平地 1000台未満	km	0.12	()	()		
合 計		式	1		()		

特記仕様書

福山市上下水道局

第1章 総則

1.1 業務目的

「国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所（以下、国交省）」で策定された「芦田川水系自然再生計画（令和6年3月）」では、河川横断工作物の一つである中津原工業用水堰において、魚類等の遡上効果が十分に得られていないため、遡上効果の向上を図る必要があるとされている。

本業務では、当該計画から国交省で実施された魚道改良概略設計に基づいて、実施設計を行い、これらの工事を行うために必要な設計図書を作成することを目的とする。

1.2 業務概要

- | | |
|----------|-------------------------|
| (1) 業務名称 | 中津原浄水場工業用水堰魚道改良詳細設計業務委託 |
| (2) 業務場所 | 福山市御幸町地内（位置図参照） |
| (3) 業務概要 | 魚道改良詳細設計 一式 |

第2章 業務一般

2.1 打合せ

- (1) 業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。
- (2) 打合せの内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (3) 連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2.2 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な計画図書及び施設竣工図など業務の施行に必要な資料を貸与する。

なお、関連する設計業務委託などの成果として、次のものを貸与する。

- ・中津原浄水場取水設備取替詳細設計業務委託（2024（令和6）年8月）
- ・令和7年度芦田川魚道検討設計他業務（国交省）

2.3 設計基準等

受注者は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。これらの図書及びこれら以外の文献及び資料を用いる場合は、その名称を業務計画書及び報告書に記載するものとする。また、これらの該当部分を打合せ資料及び報告書等に明記するものとする。

- ・水道施設設計指針（日本水道協会）
- ・水道維持管理指針（日本水道協会）
- ・水道事業実務必携（全国簡易水道協会）

- ・水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- ・水道施設設計業務委託標準仕様書（日本水道協会）
- ・日本電機工業会（JEM）規格（日本電機工業会）
- ・電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省）
- ・水理公式集（土木学会）
- ・道路土工仮設構造物工指針（日本道路協会）
- ・道路橋示方書（日本道路協会）
- ・設計業務等共通仕様書（広島県）
- ・コンクリート標準示方書（土木学会）
- ・改訂 解説・河川管理施設等構造令（日本河川協会）
- ・改訂新版 建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）

第3章 魚道改良詳細設計業務

3.1 対象施設

本業務で対象とする施設は、次のとおりである。

施設名称：中津原浄水場工業用水堰

所在地：福山市御幸町地内（芦田川 13k200 m 地点）

設置河川：一級河川 芦田川水系 芦田川（河川横断工作物）

3.2 業務内容

(1) 業務概要

中津原浄水場工業用水堰において、魚類等の遡上効果の向上を目的とし、魚道改良の詳細設計を行う。仮締切堤などの仮設工については、同時施工予定となる取水設備取替工事と併せて行うものとし、過年度に実施した取水設備取替工事の詳細設計業務委託の内容を十分に精査して行う。

また、関係機関（河川管理者・河川内利用者・各種水利権者など）との協議及び資料の作成についても業務委託に含むものとする。

(2) 打合せ等

本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし5回を予定している。

- ・第1回打合せ（業務着手時） 1回
- ・中間打合せ 3回
- ・最終打合せ（成果品納入時） 1回

※中間打合せには関係機関との協議を含む。

※なお、1回の打合せは半日を見込んでいる。

(3) 設計計画

本業務の目的・主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、業務方針、業務委託の工程を検討して業務計画書を作成する。

(4) 既往資料の整理及び現地踏査

設計にあたり、中津原浄水場工業用水堰及び周辺状況に関する資料を整理した後に、現地踏査を行い、現況施設の状況、周辺の河川の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況、河川の利用形態等を把握する。合わせて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。また、現地の状況を示す写真とともにその結果を取りまとめる。

なお、貸与資料の内容を十分に把握した後に行うものとする。

(5) 設計条件の設定

魚道改良詳細設計の検討を行うにあたり、貸与資料の内容を踏まえ、設計条件や制約条件、留意点の整理、確認を行う。ただし、水位及び流量などの条件については、直近の最新データから整理を行うものとする。

(6) 魚道改良設計

既設構造物（導水管・護岸）や河床の地形等を踏まえ、魚道改良設計の検討を行う。また、安全性、経済性、施工性、河川への影響及び工事期間を総合的に勘案し、設計条件、荷重条件、施工条件等の必要条件を設定、必要に応じて安定計算、構造計算等を行い、魚道改良の諸元等の設計を行う。

(7) 施工計画

魚道改良工の施工順序、施工機械及び工程計画等の施工計画を検討するものとする。施工計画上必要となる仮設構造物（仮締切堤、工事用進入道路等）の規模、諸元を決定し、構造設計を行う。なお、同時施工予定となる取水設備取替工事も踏まえた工程計画、施工計画とする。

(8) 設計業務の条件

- 1) 受注者は、設計図書及び使用する技術基準等に定める適用基準に示されたもの以外の解析手法等を用いる場合は、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得る。
- 2) 受注者は、設計に当たって特許工法等の特殊な工法を使用する場合には、監督職員の承諾を得る。
- 3) 設計に採用する材料、製品は原則として JIS、JAS、JWWA の規格品及びこれと同等品以上とする。
- 4) 受注者は、設計計算書の計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記する。
- 5) 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に監督職員と協議する。

(9) 図面作成

魚道改良工事に関連する平面図、縦断図、横断図、構造詳細図、仮設計画図等の工事発注に必要となる図面を作成する。

(10) 数量計算書作成・概算工事費の算定

作成した設計図面にに基づき、工事積算に必要な各種数量計算を行う。また、数量計算書に基づき概算工事費の算定を行う。

(11) 照査

基本条件の確認、既往検討資料との整合性の確認、設計計画の妥当性、検討結果と図面の整合性、計算書の精査などを行い、照査結果について監督員が容易に確認できるように整理すること。

特に、計算書の精査については、監督員による確認も容易に可能なように、監督員の指示に従い、わかりやすい計算書を作成すること。

(12) 関係機関との協議及び資料作成など

本業務の魚道改良工は国土交通省管理区域であり、関係機関（河川管理者・河川内利用者・各種水利権者など）との協議に必要な資料を作成するとともに、関係者との協議にも同席することとする。

また、設計成果に基づき、河川占用許可申請書に添付する資料を作成すること。

(13) 報告書作成

業務内容に係る検討経過及び資料、関係機関との協議録を整理し、報告書を作成する。

第4章 測量業務

4級基準点測量 N= 3 点

現地測量 A=0.007km²、縮尺 1/200

路線測量 L=0.12km

4.1 業務内容

業務範囲は、設計業務に必要な平面図・縦断図・横断図の作成とする。測量範囲は必要に応じて監督員と協議を行い、変更するものとする。

4.2 作業実施

測量作業は、国土交通省の定める公共測量作業規定及び同規定に係る運用基準により実施するものとする。

4.3 土地の立入り等

- (1) 受注者は、測量を実施するため、公有地又は私有地に立入る場合は、あらかじめ監督員に報告し、関係者と十分な協議を行い、業務委託が円滑に進捗するように努めなければならない。
- (2) 受注者は、業務委託実施のため植物伐採、垣、柵等の撤去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所

有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合には受注者はこれに協力しなければならない。

- (3) 受注者は、第三者の土地への立入りに当っては、身分証明書を携帯し、関係者の請求があった時はこれを提示しなければならない。

第5章 成果品の作成

5.1 成果品

- (1) 受注者は、詳細設計を行った経過、設計のコントロールポイントになる部分、設計で用いた根拠及び施工時の注意点等を整理し、報告書としてとりまとめる。
- (2) 受注者は、業務の中で行った各種調査記録及び構造計算書等を整理し、資料集としてとりまとめる。
- (3) 工事設計書、数量計算書、設計図面及び積算に必要な資料及び特殊製品の見積書等の内容について整理し、工事設計書としてとりまとめる。
- (4) 提出する設計図面は Auto - CAD 形式 (DWG 形式) 及び JW-CAD 形式 (JWW 形式) 及び SFC 形式とする。なお、図面は電子媒体を提出するものとし、A1 サイズを基本とする。
- (5) 受注者は、業務の中で行った審査結果や照査技術者が行った照査結果をとりまとめ、照査報告書として提出する。
- (6) 受注者は、発注者等との打合せ記録及び打合せに用いた資料等を打合せ記録簿としてとりまとめる。
- (7) 全ての成果品の提出が確認された後、検査期間とする。

5.2 納品部数

受注者は、成果品を2部作成し、納品することを標準とする。

5.3 提出方法

- (1) 成果品は A4 判に製本されたものを基本とし、各成果品の内容と製本の方法は、監督員と協議により、詳細を決定すること。
- (2) 成果品は電子成果品として光ディスク (CD-R または DVD-R) にて提出し、全ての製本版に添付する。
- (3) 電子成果品は、オリジナルデータ及び PDF 形式データとする。

5.4 成果品一覧

受注者は、次に示す成果品を作成することを標準とする。また、次の表に依り難い場合は監督員と協議すること。

番号	名称	紙媒体提出様式	部数
1	業務概要報告書	A4 ファイル綴込	2
2	検討書	A4 ファイル綴込	2
3	工事設計書（金入り）	A4 ファイル綴込	2
4	設計図面	A4 ファイル綴込	2
5	特記仕様書	A4 ファイル綴込	2
6	数量計算書	A4 ファイル綴込	2
7	見積書	A4 ファイル綴込	1
8	照査報告チェックリスト	A4 ファイル綴込	2
9	関係機関協議書	A4 ファイル綴込	2
10	各種占用許可申請書	A4 ファイル綴込	2
11	協議書・打合せ記録簿	A4 ファイル綴込	2
12	測量調査報告書	A4 ファイル綴込	2
13	その他監督員が必要と判断するもの	協議の上決定	

標準仕様書

福山市上下水道局

第1章 総則

1.1 適用

本標準仕様書（以下「本仕様書」とする。）は、「中津原浄水場工業用水堰魚道改良詳細設計業務委託」に適用する。本仕様書に定めのない事項については、「福山市土木設計業務等委託契約約款（契約書を含む）」、「広島県設計業務等共通仕様書」、その他関係規則によるもののほか、特別な仕様については「特記仕様書」に定めるものに従い施行しなければならない。

1.2 受注者の責務

受注者は契約の履行にあたり、業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受注者は、屋外における業務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理等受注者の行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の完了検査等に必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守するとともに、公序良俗に反する行為を行わないよう、関係者に周知徹底しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 守秘義務

受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。これは業務完了後も同様とする。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 暴力団等の排除

受注者が、この契約の業務期間中に福山市建設工事暴力団対策措置要綱に基づく指名除外等措置を受けたときは、契約を解除することがある。

受注者は、指名除外等措置の期間中の者にこの契約の全部又は一部の委任（下請負）をさせ、

若しくは受託させてはならない。また、指名除外等措置の期間中の者を保証人としてはならない。

また、受注者は、この契約の委任（下請負）若しくは受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）又は保証人が契約業務期間中に指名除外等措置を受けた場合は、速やかに保証人の変更をしなければならない。

受注者は、この契約の履行にあたり暴力団等から不当介入を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団等から不当介入を受けたときは、当該下請負人に対し、速やかに発注者に報告するとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。

受注者は上記報告及び届出により、局が行う調査並びに警察が行う調査及び捜査に協力しなければならない。

発注者及び受注者は、暴力団等からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、工程の調整、工期の延長等必要と認められる措置を講じるものとする。

1.9 個人情報の保護及び管理

受注者は、個人情報の重要性を認識し、業務を実施するための個人情報の利用にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適切に取り扱うものとする。

1.10 成果品の使用等

成果品の著作権は、発注者に属する。

1.11 関係者協議用図書作成

受注者は、業務の実施にあたっては、発注者が行う占有協議など業務等に必要な道路管理者等との協議に関する事務に必要な図面等の資料作成を遅滞なく行わなければならない。

1.12 その他

特に定めのない事項や詳細について疑義が生じた場合には、当該事項に関する説明書を監督員に提出した上で協議し、その指示に従うこと。

第2章 契約の履行

2.1 技術者の配置

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 受注者は、業務における管理技術者及び照査技術者を定め、速やかに監督員に通知するものとする。
- (3) 管理技術者は、契約図書等に基づき業務の技術上の管理を行うものとする。
- (4) 管理技術者は、業務の履行に必要な知識と経験を有する者でなければならない。
- (5) 管理技術者は、監督員が指示する関連業務等の受注者と十分に協議のうえ相互に協力し、業務を実施しなければならない。

- (6) 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。
- (7) 照査技術者は、業務の履行に必要な知識と経験を有する者でなければならない。
- (8) 照査技術者は、照査に関する事項を定めた照査計画を作成し、業務計画書に記載しなければならない。
- (9) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目ごとにその結果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- (10) 照査技術者は、業務完了に伴って照査審査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。

2.2 業務の着手

受注者は、契約締結後速やかに業務に着手するものとする。この場合において着手とは、管理技術者が業務の実施のため監督員との打ち合わせを行うことをいう。

2.3 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたって、下記の書類を提出しなければならない。

- 1) 業務計画書
- 2) 工程表
- 3) 職務分担表
- 4) 報告書
- 5) 照査報告書
- 6) 打合せ記録簿
- 7) 完了届
- 8) 納品書
- 9) 業務委託料請求書等

2.4 設計図書の点検

受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

設計図書の記述に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

2.5 業務計画書

受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。業務計画書には、次の事項を記載するものとする。

- 1) 業務概要
- 2) 業務方針
- 3) 業務工程
- 4) 業務組織計画
- 5) 打合せ計画
- 6) 成果物の品質を確保するための計画
- 7) 成果物の内容、部数
- 8) 使用する主な図書及び基準
- 9) 連絡体制（緊急時含む）
- 10) 使用する主な機器
- 11) その他

2.6 テクリス（TECRIS）

受注者は、契約時または変更時において、業務委託料が 100 万円以上の業務について、工事・業務実績情報システム（コリンズ・テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 15 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 15 日以内に、完了時は業務完了後 15 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。変更登録は、工期及び技術者に変更が生じた場合等に行うものと

し、「訂正のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

2.7 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

2.8 成果品の検査

受注者は、業務完了時に発注者の成果品検査を受けなければならない。

受注者は、検査において訂正を指示された箇所はただちに訂正しなければならない。また、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が見受けられた場合は、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

2.9 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、発注者、受注者の協議の上、これを定める。

2.10 契約変更

発注者は、次の各号に定める場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により委託料に変更が生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 監督員と受注者が協議し、業務の施行上必要があると認められる場合

第3章 設計一般

3.1 打ち合わせ

設計業務着手時および設計業務の主要な区切りにおいて、受託者と発注者は打ち合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3.2 設計基準等

受注者は、設計に当たって発注者の指定する図書および準拠すべき図書に基づき業務を行わなければならない。

3.3 設計の資料

受注者は、設計の計算根拠及び根拠資料等は全て明確にし、整理して提出しなければならない。

3.4 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な計画図書及び関連業務成果品等の資料を貸与する。受注者は、貸与品

の管理を適切に行い、使用後は速やかに返却しなければならない。

3.5 参考文献等の明記

受注者は、業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献名及び資料名等を打合せ資料及び報告書等に明記しなければならない。

3.6 使用システムについて

受注者は、電子計算機によって設計計算及び CAD 製図を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に監督員と協議するものとする。

業務名	中津原浄水場工業用水堰 魚道改良詳細設計業務委託		
業務場所	福山市御幸町地内		
図面	位置図・業務箇所図		
図面番号	1	縮尺	図示
福山市上下水道局			
設計年月	2026年(令和8年)3月		

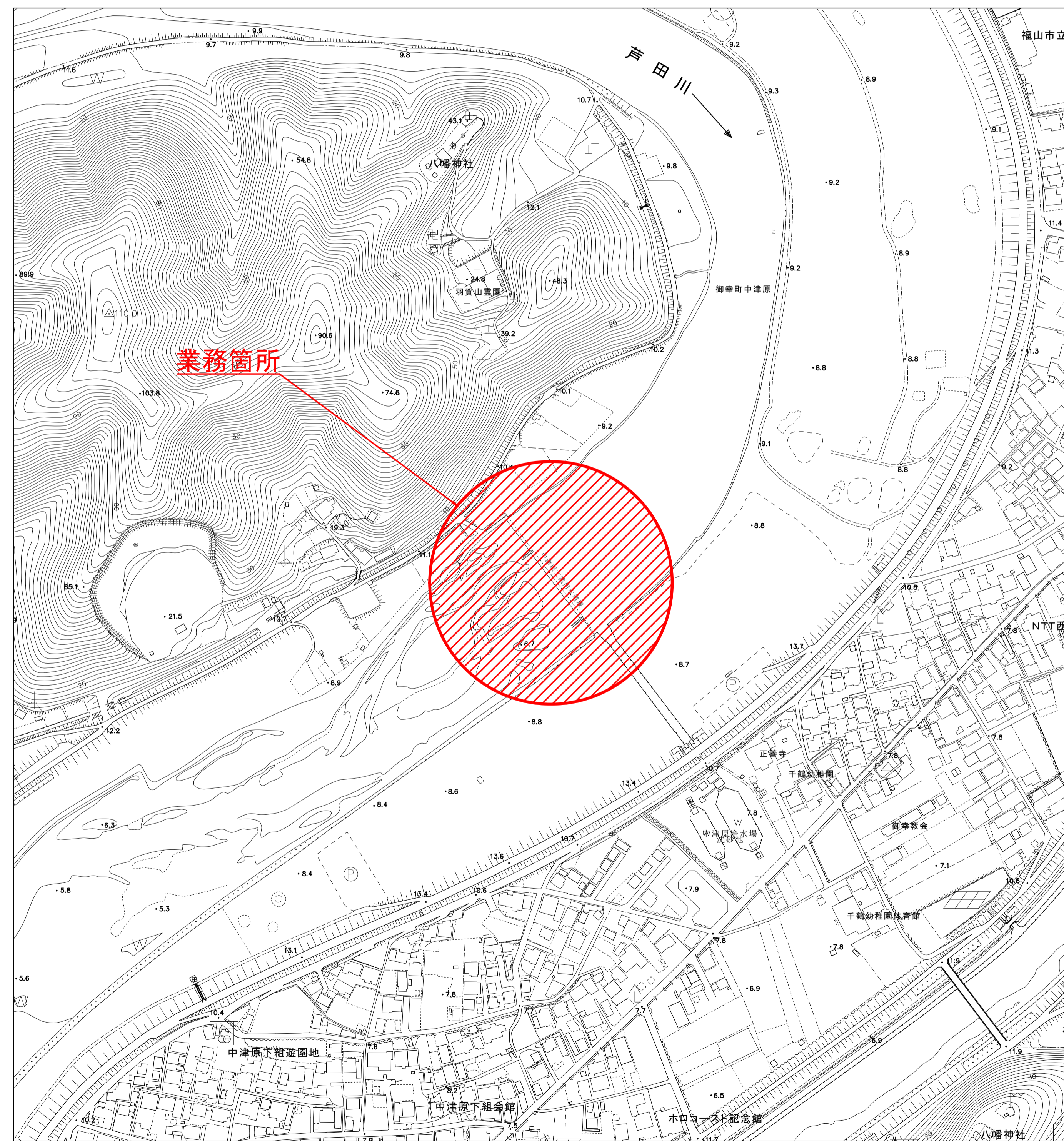
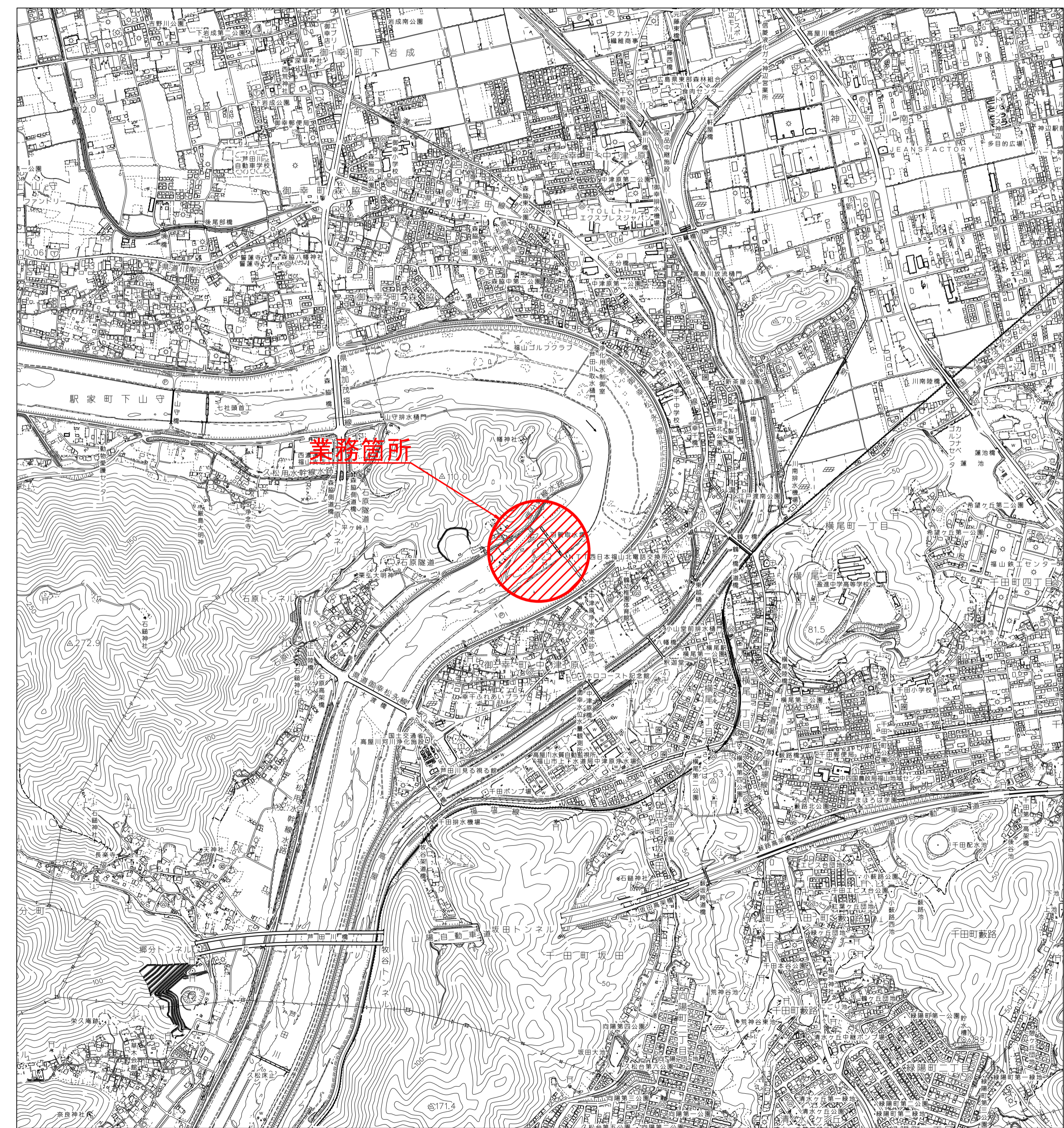
業務概要

設計業務
魚道改良詳細設計 一式

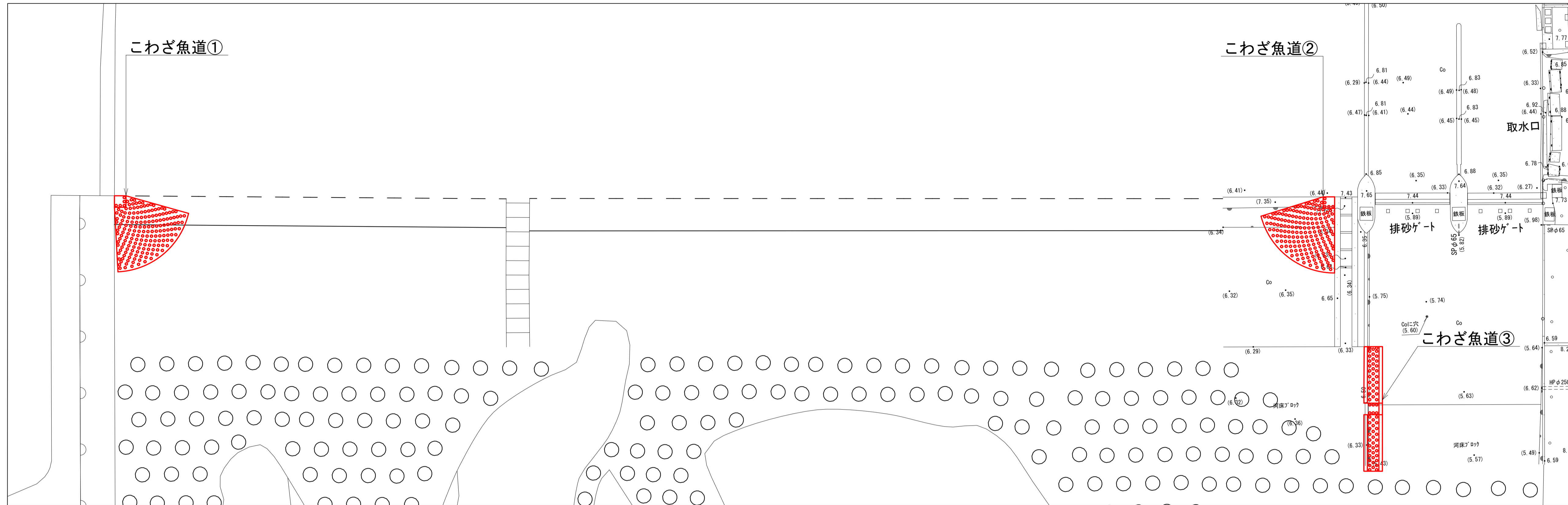
測量業務
4級基準点測量 N=3点
現地測量 A=0.007km²
路線測量 L=0.12km

位置図 S=1:10,000

業務箇所図 S=1:2,000



平面図 S=1:200

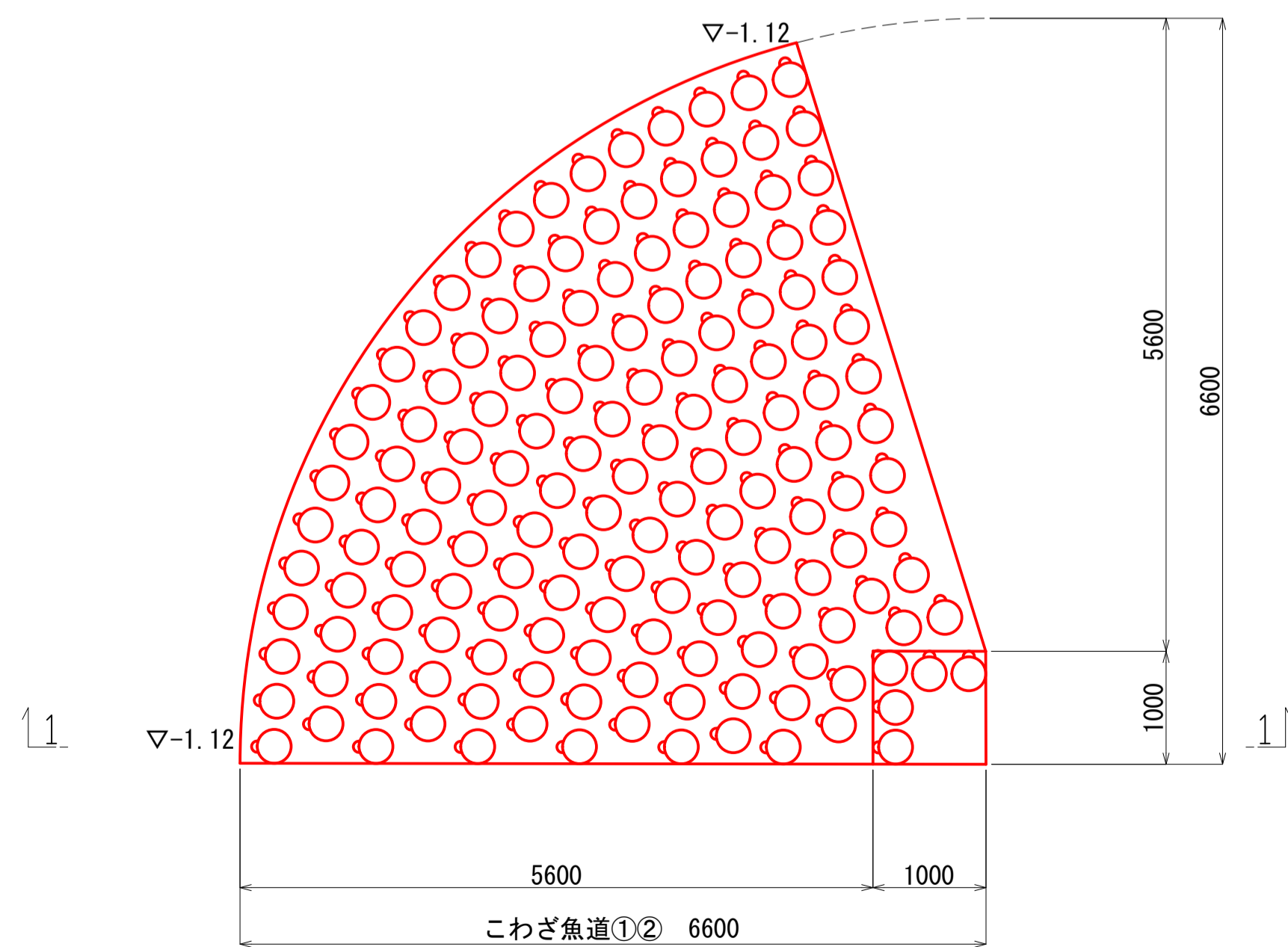


業務名	中津原浄水場工業用水堰 魚道改良詳細設計業務委託		
業務場所	福山市御幸町地内		
図面	平面図・かわざ魚道詳細図		
図面番号	2	縮尺	図示
福山市上下水道局			
設計年月	2026年(令和8年)3月		

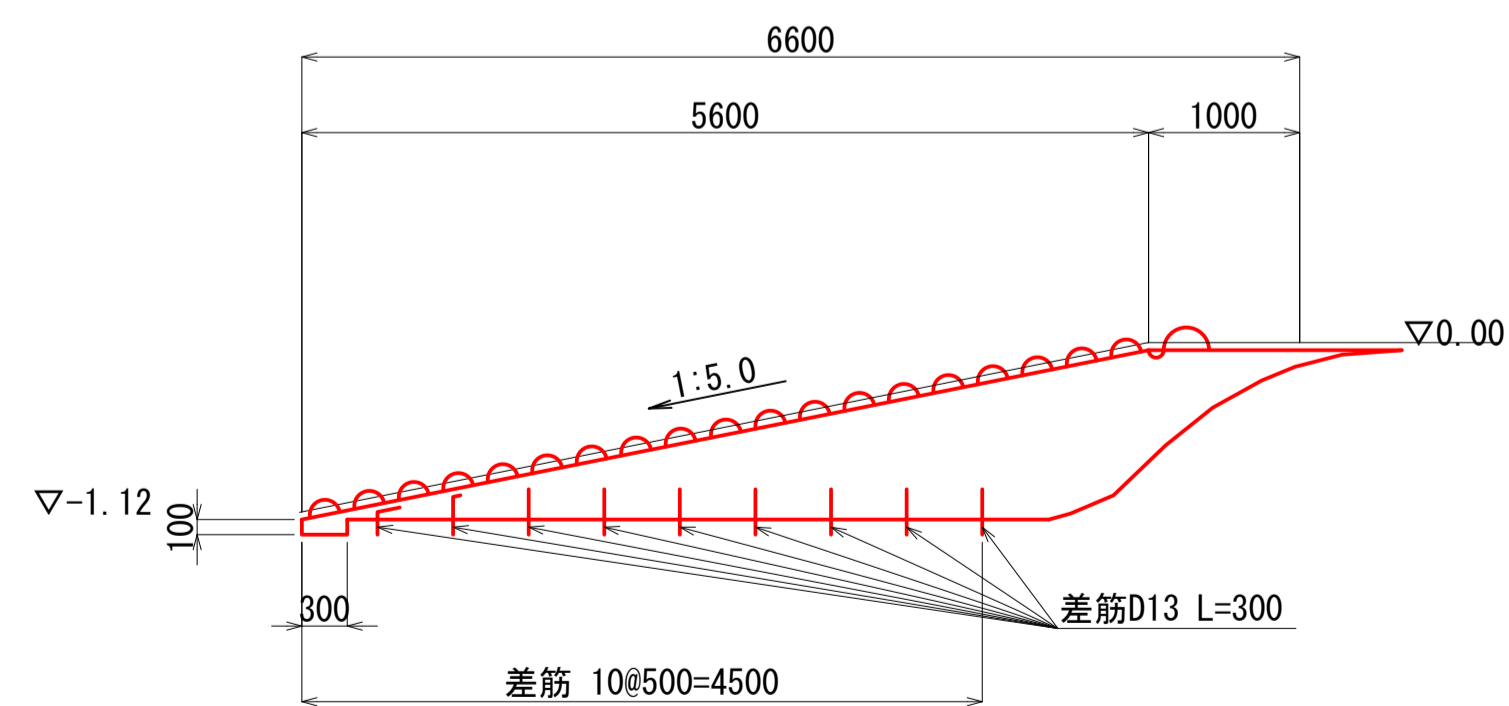
かわざ魚道③詳細図 S=1:50

かわざ魚道①②詳細図 S=1:50

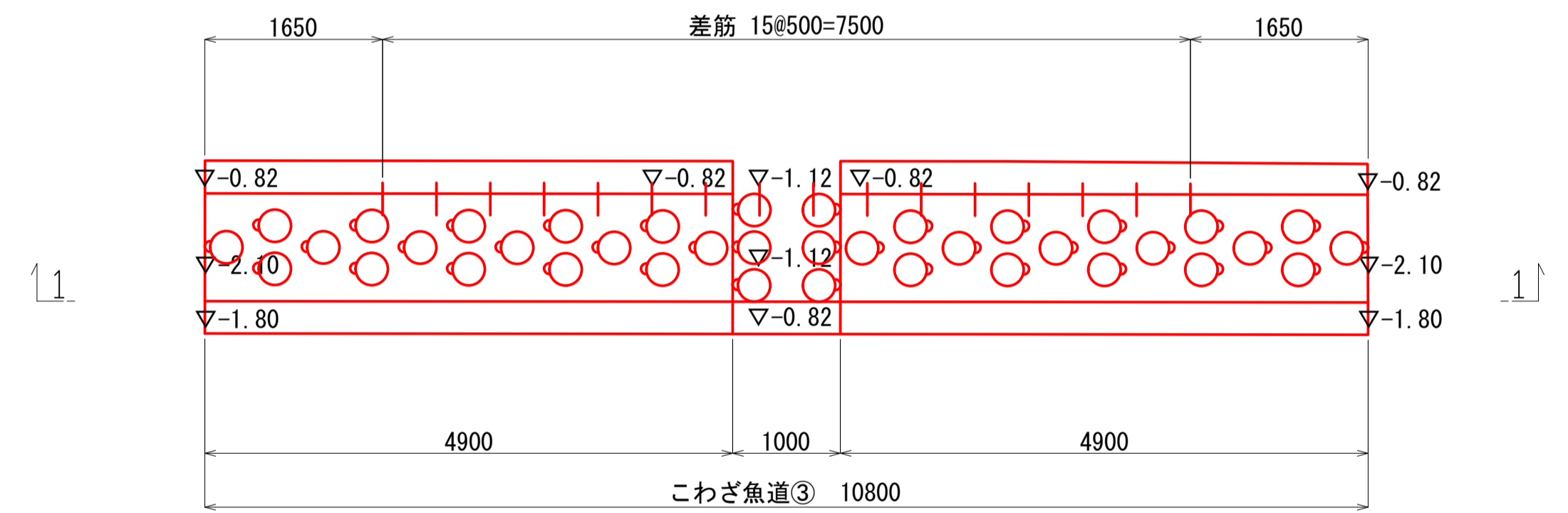
平面図



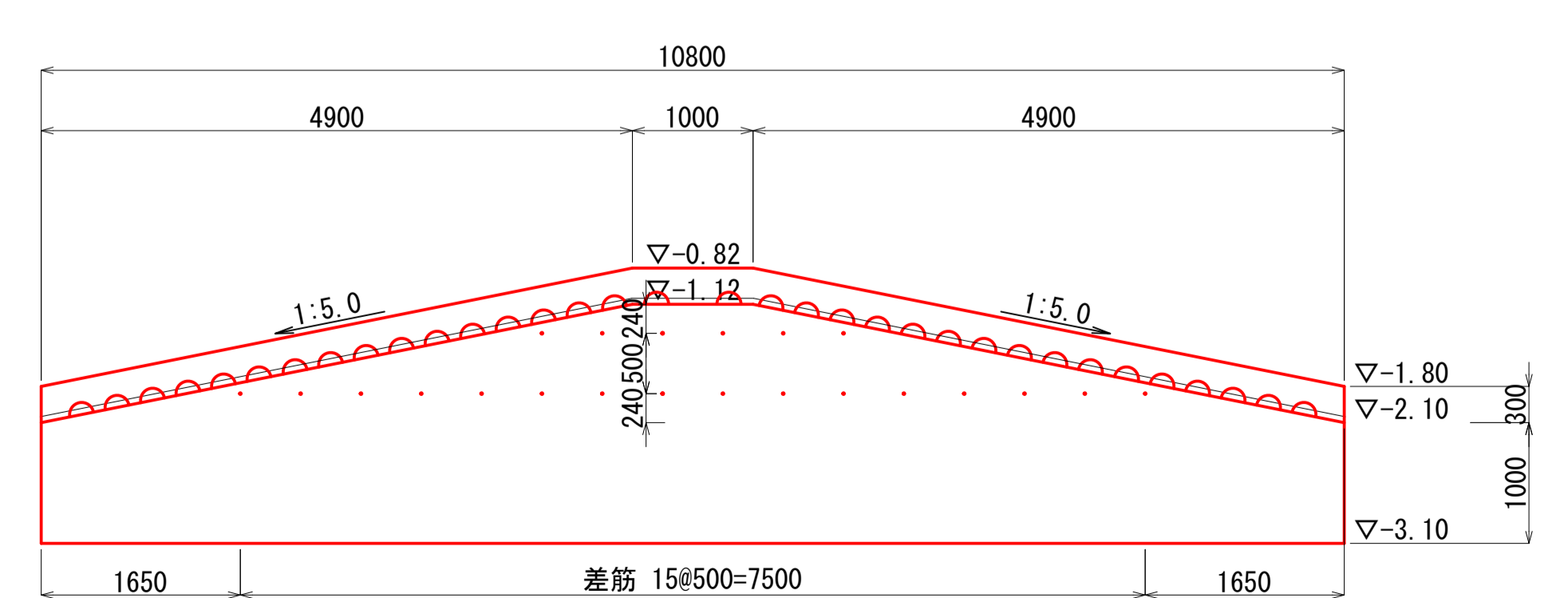
断面図



平面図

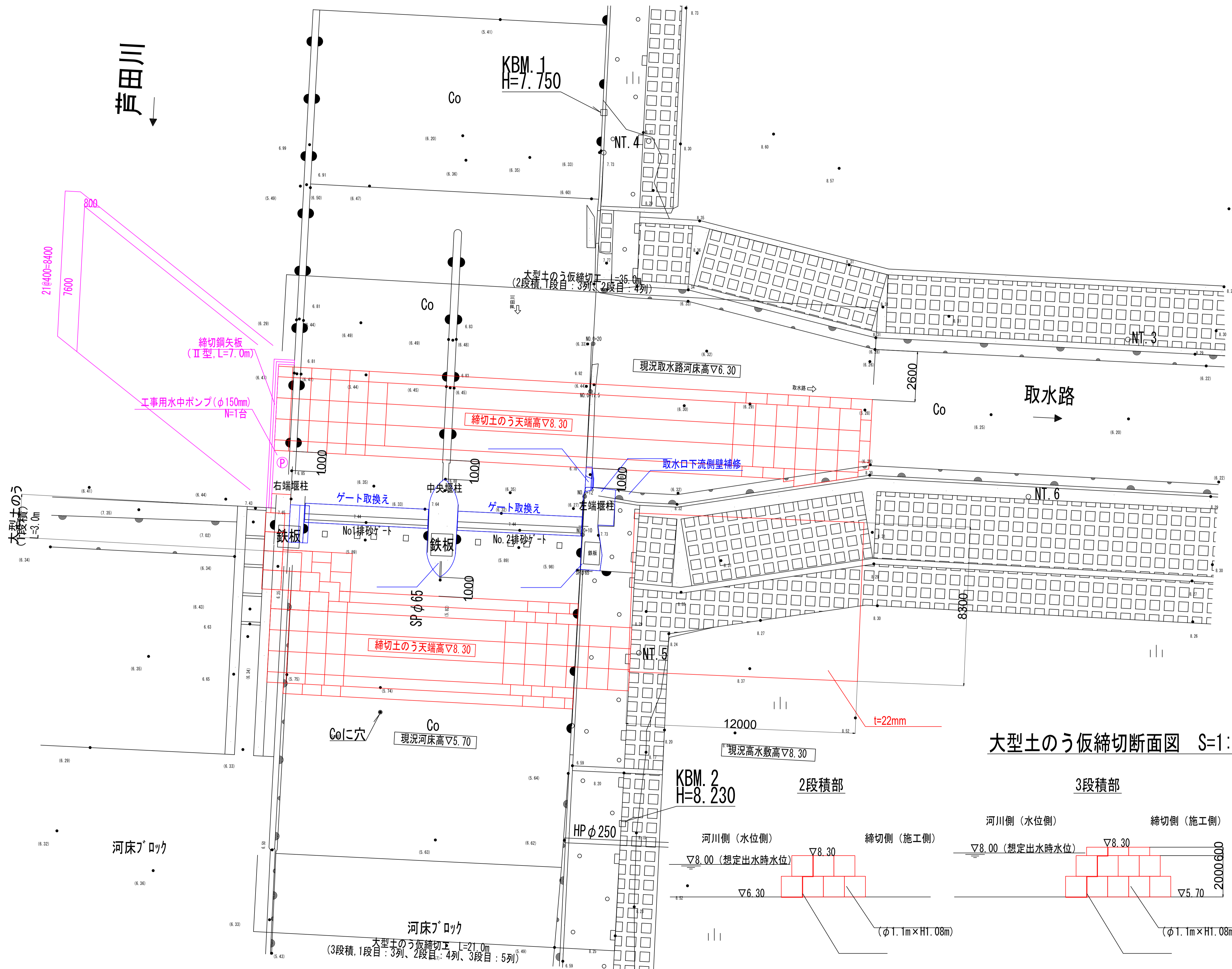


断面図



排砂ゲート改築時仮設工一般図 (参考) S=1:100

業務名	中津原浄水場工業用水堰 魚道改良詳細設計業務委託	
業務場所	福山市御幸町地内	
図面	排砂ゲート改築時仮設工一般図(参考)	
図面番号	3	縮尺 図示
福山市上下水道局		
設計年月	2026年(令和8年)3月	



大型土のう仮締切断面図 S=1:100

